

南スーダンに派遣されている自衛隊の即時撤退を求める意見書（案）

稲田防衛相は11月18日、南スーダンでのPKO（国連平和維持活動）に派遣する自衛隊部隊に対し、安全保障関連法で可能になった新任務「駆け付け警護」と「宿営地の共同防護」に関する命令を発出した。

南スーダンでは、2013年12月に政府軍と反政府勢力との戦闘が全土に広がり、深刻な内戦に陥っている。いったんは「停戦合意」が結ばれたものの、今年7月に入って再び大規模な戦闘で数百人が死亡し、その後も戦闘は各地で続いている。このため、現地で支援活動を行う各国は、「安全確保」などを理由に国外待避を決定している。こうした事態は「PKO参加5原則」の一つ「紛争当事者間の停戦合意の成立」に反し、破綻は明白である。

新たな任務の「駆け付け警護」は、PKO部隊（国連南スーダン共和国ミッション＝UNMISS）やNGOなどの関係者が襲撃された際、現場に駆け付けて救助する任務である。任務遂行のための武器の使用が認められている。

戦後70年余、自衛隊が戦闘で銃弾を撃つことなく、また、紛争による犠牲者を一人も出していないことは、日本国民にとって大きな誇りであり、新任務の「駆け付け警護」などは言語道断である。

そもそも現在のPKOは、武力を行使しての「住民保護」が主要任務とするものに変質しており、憲法第9条を持つ日本が到底参加できないものである。

よって政府は、南スーダンに派遣されている自衛隊の危険な新任務は中止し即時撤退させ、憲法に立った紛争解決のための外交努力、非軍事の人道支援、民生支援の抜本的強化を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

内閣総務大臣	}	殿
外務大臣		
防衛大臣		

神奈川県議会議長